

老人保健施設 ジョイステイ

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第 1 条 トヨタ自動車健康保険組合が開設する老人保健施設ジョイステイ（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 5 介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 6 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 7 当施設は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第 4 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）施設名 老人保健施設ジョイステイ
- （2）開設年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- （3）所在地 愛知県豊田市平和町 1 丁目 1 番地
- （4）電話 0565-24-0620
FAX 番号 0565-24-0621
- （5）介護保険指定番号 訪問リハビリテーション（2353080019号）

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第 5 条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 人（常勤兼務）介護老人保健施設・通所リハビリ医師兼務
- （2）理学療法士 6 人（常勤兼務）介護老人保健施設・通所リハビリ兼務
- （3）作業療法士 3 人（常勤兼務 2 人、非常勤兼務 1 人）介護老人保健施設・通所リハビリ兼務
- （4）言語聴覚士 1 人（常勤兼務）介護老人保健施設・通所リハビリ兼務

（従業者の職務内容）

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、従業員及管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作

成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、GW・お盆・年末年始の休日を除く。
- (2) 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

（事業の内容）

第 8 条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

2 各種加算は以下のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーション

- ① サービス提供体制強化加算（I）
- ② リハビリテーションマネジメント加算イ
- ③ リハビリテーションマネジメント加算ロ
- ④ リハビリテーションマネジメント加算 医師が利用者又は家族に対し、利用者の同意を得た場合
- ⑤ 短期集中リハビリテーション実施加算
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ⑦ 医師の診療未実施減算
- ⑧ 退院時共同指導加算

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

- ① サービス提供体制強化加算（I）
- ② リハビリテーションマネジメント加算イ
- ③ リハビリテーションマネジメント加算ロ
- ④ リハビリテーションマネジメント加算 医師が利用者又は家族に対し、利用者の同意を得た場合
- ⑤ 短期集中リハビリテーション実施加算
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ⑦ 医師の診療未実施減算
- ⑧ 退院時共同指導加算
- ⑨ 利用12ヶ月超でリハビリテーションを実施した場合の減算

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、別に定める「サービスを提供する地域（町名順）」による。

（利用料その他の費用の額）

第 10 条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割もしくは3割の額とする。

- 2 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費として275円/回（往復）を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（身体拘束等）

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発

生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情対応体制を整備する。
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) 前1～4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (6) 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。
- (7) 介護相談員の受け入れを行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時における対応方法)

第15条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(職員の質の確保)

第16条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定めるトヨタ自動車健康保険組合の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第19条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症防止マニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(ハラスメントの防止)

第21条 当施設は、職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント防止を、別に定めるトヨタ自動車健康保険組合の

「職員就業規則、定年後再雇用就業規則、パートタイマー・アルバイト就業規則」の遵守事項に定める。また、職員向けの相談窓口を設置、ハラスメント防止研修・講習を実施するとともに、職場環境の改善に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、トヨタ自動車健康保険組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附	則	この規程は、令和	2年	4月	1日から施行する。
附	則	この規程は、令和	3年	4月	1日から施行する。
附	則	この規程は、令和	4年	4月	1日から施行する。
附	則	この規程は、令和	5年	7月	1日から施行する。
附	則	この規程は、令和	6年	6月	1日から施行する。
附	則	この規程は、令和	6年	7月	1日から施行する。